平成２９年（フ）第１３２５号
アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市レナーロード701番、日本における営業所京都市伏見区竹田東小屋ノ内町77番地
破産者　マシーン・システム・デベロップメント，インク
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７０号
京都市伏見区桃山町大島38番地の218
破産者　有限会社テクニカ新波
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７３号
京都市北区衣笠赤阪町１番地351
破産者　有限会社オフィスこうだ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９６号
京都市下京区烏丸通五条下る大坂町383番地
破産者　有限会社京都明和商会
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
高知県香南市野市町西野423番地１　安岡ハイツ101号、商業登記簿上の本店所在地高知県香南市野市町西野250番地２
破産者　有限会社近未来建設
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１５号
岡山県総社市真壁1274番地１　ウィーズビル202
破産者　横溝　雅彦
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
岡山県倉敷市真備町辻田116番地７
破産者　宮武　昌紀
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区砂津２丁目５番17―1207号
破産者　蓑田　禎人
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３７３号
札幌市白石区南郷通16丁目北７番11号　ラムセス南郷３－Ｄ号
破産者　坂本こと新井栄子こと　ＰＡＲＫ　ＹＯＵＮＧ　ＪＡ　朴　　榮子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０７号
北海道江別市錦町17番地の10　シャーメゾン四季202号室
破産者　沢田　洋子（旧姓沖臺）
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８３号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番５－107号
破産者　佐藤　正男
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９３号
北海道江別市大麻中町28番地の10　202
破産者　安住　直人
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
札幌市北区北33条西10丁目２番23―101号
破産者　笠原ルリ子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４号
青森県平川市葛川家岸23番地
破産者　大谷久美子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３１７号
秋田県横手市睦成字吉沢上台109番地１、開始決定時の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目25番地の１　ゴールドハイツ102
破産者　小田嶋直幸（旧姓小曽納）
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４７号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目17番３号、従前の住所宮城県富谷市成田７丁目26番地23
破産者　小泉　　光
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４８号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目17番３号、従前の住所宮城県富谷市成田７丁目26番地23
破産者　小泉　恭子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００１号
宮城県多賀城市桜木１丁目４番17―206号
破産者　中村　亜紀
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００３号
仙台市宮城野区福室６丁目９番10号　レジデンスモーレア102
破産者　我妻　史絵
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係